大阪府依存症関連機関連携会議部会設置要綱

参考資料２

（設置）

第１条　大阪府における依存症の本人及び家族等の支援に関することについて協議・検討するため、大阪府依存症関連機関連携会議設置要綱第4条に基づき、大阪府依存症関連機関連携会議部会（以下「部会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　部会においては、次の事項に関し、協議・検討を行う。

（１）アルコール健康障がい対策部会

　　・アルコール健康障がい対策の充実に向けた方策

　　・大阪府アルコール健康障がい対策推進計画に関連する事項

　　・その他必要な事項

（２）薬物依存症地域支援体制推進部会

　　・薬物依存症に関する地域での支援体制の充実に向けた方策

　　・その他必要な事項

（３）ギャンブル等依存症地域支援体制推進部会

　　・ギャンブル等依存症に関する地域での支援体制の充実に向けた方策

　　・大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に関連する事項

　　・その他必要な事項

附　則

この要綱は、平成2９年 ６月 １日から施行する。

附　則

この要綱は、平成30年 ６月 １日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年 ６月 １日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年 ４月 １日から施行する。